

一般社団法人 沖縄リゾートウェディング協会

## 会員規約



沖縄リゾートウェディング協会  
Okinawa Resort Wedding Association

制 定 日：2011年 4月 1日

改定履歴：第一回改定：2015年 4月 1日

第二回改定：2013年 4月 1日

第三回改定：2013年10月 1日

第四回改定：2014年 4月 1日

第五回改定：2015年 4月 1日

第六回改定：2015年 6月 1日

第七回改訂：2016年 4月 1日

第八回改訂：2016年10月 5日

第九回改訂：2018年 3月29日

第十回改訂：2019年 4月 4日

## 第一章 総 則

### (目的)

- 第1条 沖縄リゾートウェディング協会は（以下協会という）、沖縄県内外に活動する協会会員（以下会員という）の相互扶助の精神に基づき沖縄リゾートウェディング地位向上と発展の為に必要な共同事業を行い、会員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。
- 2 本協会は沖縄総合事務局、沖縄県および一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下OCVBという）や公益財団法人沖縄県産業振興公社と協力し沖縄観光とリゾートウェディングの発展へ向け活動することを目的とする

### (名称)

- 第2条 本協会は、一般社団法人沖縄リゾートウェディング協会と称する

### (事務局の所在地)

- 第3条 本協会の事務局は理事で決定する。

### (公告方法)

- 第4条 本協会の公告は事務局より各会員へのメール及び本協会の公式ホームページ等にて行う

### (規約)

- 第5条 必要な事項は本会員規約で定める。

## 第二章 事 業

### (事業)

- 第6条 本協会は第1条の目的を達成する為に次の事業を行う。
- (1) 定例会議の開催
  - (2) 県外からのウェディングの誘客に伴う共同事業
  - (3) 海外からのウェディングの誘客に伴う共同事業
  - (4) 会員の事業に関する経営及び技術・知識の向上を図る為の共同事業
  - (5) 本協会運営費用及び共同事業費用捻出の為の活動
  - (6) 前各号の事業に附帯する事業

### 第三章 協 会 会 員

#### (会員の資格)

- 第7条 会員たる資格を有する者は本協会の理事の承諾を得て本協会に加入する事が出来る、(会員とは法人または個人事業主であり個人を認めるものではない)
- 2 会員は沖縄県にて雇用を含めた経済活動を行う資格を有するものとする。
  - 3 本協会は加入の申込みが有った場合は理事会においてその諾否を決する

#### (会費払込み)

- 第8条 第7条3項の承諾を得た者は承諾後1ヶ月以内に事務局へ遅滞なく協会費の全額を払込み其の上で会員と認められる

#### (自由脱退)

- 第9条 会員は予め本協会に通知した上で事業年度の終わりにおいて脱退する事が出来る
- 2 前項の通知は事業年度の末日1ヶ月前までにその旨を記載した書面で行われる

#### (除名)

- 第10条 本協会は次の各号に該当する会員を除名する事が出来る、  
この場合本協会は理事会の10日前までに其の会員に対しその旨を通知しかつ理事会において弁明する機会を与えるものとする
- (1) 長期間に渡り本協会の定例会議及び共同事業に参加・利用しない場合
  - (2) 協会費用の払込み・経費の支払い、その他本協会に対する義務を怠った場合
  - (3) 本協会の事業を妨げまたは妨げようとした場合
  - (4) 本協会の事業の利用について不正の行為をした、しようとする場合
  - (5) 犯罪その他、信用を失う行為を行った場合
  - (6) 会員自らが第7章第27条に記載する「反社会的勢力」とみなされた場合

#### (協会費の払い戻し)

- 第11条 会員が脱退しようとした場合及び除名による場合はいずれも協会費は全額払い戻しをしないものとする

#### (協会費及び経費等)

- 第12条 協会費及び経費の額、その徴収時期及び方法その他必要な事項は総会及び理

事会において定める、共同事業を行う場合など急を要する場合は理事会にて決定される場合がある、その場合理事会は決定の経過報告を定例会にて各会員へ行う

- 2 協会が公式サイトで紹介する、「DISCOVERY OKINAWA」、「玉座婚」等の独自プランに関して販売手数料は10%とする。
- 3 挙式が成約された場合、手数料は販売基本プラン価格の10%とし、フォトウェディングの場合の手数料は5%とする。共同事業にて制作・運用されるWEBサイトからの紹介も同様とする
- 4 第12条 2及び3の顧客成約は各会員からの申請で行われるものとする、但し協会は顧客満足度調査を行うものとし協会活動やWEBの向上、共同事業の顧客満足度向上に努めるものとする
- 5 手数料の請求は会員からの申請で行われるが申請漏れが生じた場合は販売価格の20%を支払わなければならないものとする

(協会会員名簿の作成、備え置き及び閲覧等)

第13条 本協会は会員名簿を作成し各会員について次に掲げる事項を記載する

(1) 名称及び担当者と連絡先

(2) 加入の年月日

- 2 本協会は会員名簿を事務局に備え置く
- 3 会員は本協会に対して名簿の一部閲覧の請求をする事が出来る
- 4 会員は次の各号に該当する場合1ヶ月以内に本協会に届け出を行わなければならない

(1) 名称及び担当者を変更した場合

(2) 事業の全部または一部を休止若しくは廃止した場合

## 第四章 会長、理事

(理事の定数)

第14条 本協会の理事の定数は次の通りとする

(会長) 1名

(理事) 9社以内

- 2 理事の定数は総会に於いて決定されるものとする
- 3 理事の定数は最高9社とする

(理事の定義)

第15条 協会にA会員として1年以上の在籍実績をもつ

- 2 法人格を有する
- 3 補助・助成事業等で事業費の持ち出しが必要な場合、保証金の要請を断らない
- 4 協会主催のブライダルフェアへ参加する

(会長及び理事の任期及び選出)

第16条 理事の任期は次の通りとする

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会長  | 2年 |
| (2) 理事  | 2年 |
| (3) 事務局 | 2年 |
- 2 会長は理事会に於いて選任されるものとする
  - 3 理事は総会に於いて選任されるものとする
  - 4 事務局は理事会により選出されるものとする

(代表理事及び理事の職務等)

第17条 代表理事は本協会の業務に関する権限を有し、本協会を代表し、また本協会の業務遂行が円滑に行えるように理事会及び定例会議決議事項に提言を行えるものとする

- 2 理事は理事会・定例会・連絡会への参加義務を有し、本協会の地位向上及び発展の為に職務を遂行する
- 3 理事は本協会の合同事業・会議決議事項への協力を行うものとする
- 4 理事はいつでも会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは報告を求める事が出来る
- 5 理事はその職務を行う為に必要な場合、本協会の業務及び財産等の状況を調査する事が出来る

(会員の職務)

第18条 会員は本協会の目的を把握し本協会の定款及び規約・議決を遵守し本協会の為に職務を遂行する

(理事の選出)

第19条 理事は総会に於いて立候補形式にて選出され、候補者が定数を超える場合は選挙を行うものとする

- 2 候補者は総会の1ヶ月前迄に事務局に届け出を行うものとする
- 3 事務局は総会の10日前までに会員に向けて立候補者の氏名を公表する
- 4 選挙は連記式無記名投票にて行う

- 5 有効投票の多数を得た者を当選人とし得票数が同じ場合はくじの抽選を行う
- 6 投票用紙は会員各社に付き1枚とし止むを得ず総会を欠席する場合は委任状を以って選挙に参加出来るものとする

(理事及び事務局の報酬)

第20条 理事の報酬は総会に於いて定めるものとする

- 2 事務局の報酬は理事会に於いて定めるものとする

(会計及び監査)

第21条 本協会に会計及び監査を置く事が出来る、会計は事務局担当理事が職務を行い本協会の印鑑を管理するものとする

- 2 監査は理事より選出され本協会の通帳を管理するものとする

## 第五章 総会・理事会・定例会・委員会

(総会の招集)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする

- 2 通常総会は毎年4月に行われ、臨時総会は必要が有るときはいつでも理事会の議決を経て会長が招集する
- 3 総会の招集は会日の10日前までには会議の目的・議題並びに日時・場所を事務局より名簿に記載された連絡先に宛てて行う

(理事会)

第23条 理事会は原則として毎月第二木曜日に行うものとする

- 2 偶数月は定例会の後に行うものとする
- 3 理事会の議題並びに日時・場所は事務局より名簿に記載された連絡先に通知する
- 4 理事会の議決は理事の過半数が出席した場合に決議する
- 5 理事は書面により理事会の議決に加わる事が出来る
- 6 理事会の議事録は事務局にて書面を以って作成し理事の了承を経て会員へ宛てて報告を行う
- 7 理事会はOCVB主催の沖縄リゾートウェディングと協調し連絡会及び定例会への議題提供並びに共同事業の円滑な業務推進を率先して行う

(定例会)

第24条 定例会は原則として偶数月の第二木曜日午前10時から行う

- 2 定例会の議題並びに場所は事務局より名簿に記載された連絡先に通知する
- 3 定例会の議決は出席した会員の過半数が決議した場合に決する
- 4 会員は書面により定例会の議決に加わる事が出来る
- 5 定例会の議事録は事務局にて書面を以って作成し理事会の了承を経て会員へ宛てて報告を行う
- 6 会員は理事会と協調し定例会への議題提供並びに共同事業の円滑な業務推進を優先して行う

(委員会)

第25条 委員会は各議題の迅速な業務推進を目的として必要に応じて設立される

- 2 委員会は理事の中から担当を選出し担当理事の招集によって行われる
- 3 委員会は個々の会議に於いて本協会の目的達成の為に各会員の意見を集約し定例会や理事会へ議題提供を行う
- 4 委員会は個々の会議に於いてその迅速な業務推進の目的から理事会や定例会の承認を得る事無く決議を行えるものとする
- 5 委員会は個々の会議で決議された事項を議事録にて事務局へ報告を行うその後、事務局は会員へ報告を行う。

## 第六章 会 計

(事業年度)

第26条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする

## 第七章 その他

(反社会的勢力の排除)

第27条 反社会的勢力が、本協会に加盟することを拒絶する。

- 2 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当するものをいう。
  - (1) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人
  - (2) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人
  - (3) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人
- 3 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

4 本協会に加盟した後に、会員が暴力団をはじめとする反社会的勢力であると判明した場合又は会員が不当な要求行為を行った場合には、何ら催告をしないで本協会から除名することができる。

第28条 沖縄リゾートウェディングのゲリラ撮影防止について、本協会会員は次の各号に対して遵守する。

2 沖縄における宗教施設、観光・商業施設、チャペル、自治体管理区域（公共施設、自然保護地域、その他自治体が別途定めるもの）におけるフォトウェディング撮影に関して、沖縄の文化、歴史を理解、尊重する精神を持ち、かつ法令公共マナーを遵守する

3 挙式社や一般観光客の観光の妨げとなるような行為を行わない健全な撮影活動を行うとともに、この活動の普及を通じて、法令公共マナーに反する撮影活動の防止に努力します。

第29条 結婚式・フォトウェディングを実施している会員は沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課の行う実施組数などの統計調査について協力すること



沖縄リゾートウェディング協会  
Okinawa Resort Wedding Association



## 附則

### 附則1条

規約 第3条の事務局の所在地に関して、

2017年4月1日から2019年3月31日まで沖縄県浦添市西原5-2-7サンネット株式会社内に置く

### 附則2条

規約 第8条の会費払込みに関しては

会員Aは年間6万円とし、会員Bは3万円とする

会員A、Bに関しては以下を参考に申請をお願いします。

- 挙式実行会社はできるだけ会員Aで申請をお願いします。
- フォト会社も会員Aとして積極的に参加をお願いします
- 協会主催のフェア参加企業選定に関し、応募多数の場合はA会員優先になります。
- 会員Aはフォトコンテスト参加数制限なし、会員Bは2名までになります。
- ロケフォト申請の企業は会員Aで申請をお願いします。
- 引出物事業者、演者等、付帯サービスは会員Bでお願いします。

\*その他の特記事項、会員Aと会員Bについては下記参照  
本年間会費は下記の口座に入金を行う

琉球銀行本店 店番号201 口座番号1162204

一般社団法人 沖縄リゾートウェディング協会

## 2.会費について

区分	会員A	会員B
年会費	6万円/年	3万円/年
参画メリット		
①国内フェアへの参加	優先	△
②インバウンドフェアへの参加	優先	△
③ 国内フェアブース料金の割引 or 無料参加 (実績手数料制 挙式成約プラン基本料10%、フォト基本料5%)	○	△
④ インバウンドフェアブース料金の割引 or 無料参加	○	△
⑤ パンフレット掲載時の優先掲載&掲載スペースの優遇	○	△
⑥ パンフレット広告の優先販売&広告料金割引	○	△
⑦ 協会ホームページへの優先掲載&広告料金割引	○	○
⑧ 協会ロゴ使用权 (使用目的の申請にて)	○	○
⑨ インバウンド活動への優先参加	○	○
⑩ メディア取材等への優先対応	○	○

⑪ 県・OCVB 共同事業への優先派遣 ( 無料派遣制度有り )	○	○
⑫ 定例会出席等による情報交換	○	○
⑬ 協会主催のイベント参加 (フェア以外)	○	○
⑭ 共同購入	○	○
⑮ 助成金構成企業	優先	△
⑯ ネットワーク紹介	○	○

※上記内容に関しては1年毎にA/B会員項目や金額に関しては協議を理事会にて行う

#### 附則3条

規約 第20条の理事の報酬に関しては、無償とする。但し、会員企業の社員が助成事業に従事した場合や、理事の協議により報酬が必要と判断された場合はその限りではない

事務局の報酬は2016年4月1日から2017年3月31日までは年間150万円(税込)とする

#### 附則4条

理事について

2017年4月1日より

株式会社ブライダルハウスチュチュ沖縄、沖縄ワタベウェディング株式会社、株式会社クラディア沖縄、株式会社レック、株式会社グッドラックコーポレーション、株式会社ビック沖縄、株式会社光貴、サンネット株式会社、の8社で構成する。

1. この規約は2011年4月1日からから実施する。
2. この規約の一部を改訂し、2019年4月4日から実施する。

沖縄リゾートウェディング協会  
事務局 サンネット株式会社  
代表取締役 上地明彦